

令和2年10月29日

日本原燃株式会社

2020年度 第1回 第三者監査結果の報告について

I. はじめに

当社は、2004年度に策定した「品質保証体制の改善策」の実行状況とPDCAの展開状況について、第三者監査機関であるロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、「LR」と記す。）による継続的な確認を受け、品質マネジメントシステム（以下、「QMS」と記す。）の継続的な改善を図ってきた。

2020年度第1回は、2020年4月に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を反映したコンディションレポート（CR）登録などCAPシステムの活用を含めた不適合の処置および是正処置等に関する事項について、適合性、有効性および効率性の観点から監査を受けた。

II. 監査結果の概要(2020年度 第1回 定期監査報告書（全体総括）抜粋)

1. 監査結果

2020年8月3日～9月3日に受審の結果、「指摘事項」や「観察事項」は確認されず、「提言事項」28件（添付1参照）および「良好事例」6件（添付2参照）が提示された。

	安全・品質本部	再処理事業部	技術本部	濃縮事業部	埋設事業部	計
指摘事項※1	0	0	0	0	0	0
観察事項※2	0	0	0	0	0	0
提言事項※3	5	11	0	6	6	28
良好事例※4	2	2	0	0	2	6

※1 指摘事項：定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須

※2 観察事項：定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項

※3 提言事項：定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考に提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい

※4 良好事例：さらなる自立的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例

2. 監査項目に対する個別所見

①不適合の処置

a.不適合管理票（計画）の「事象概要」について（安全・品質本部、埋設事業部）

「事象概要」にさまざまな情報が記載され、事象の理解が容易ではない事例があった。容易に不適合であることがイメージできるよう、まず何がどのように良くないのかを簡潔に述べた上で、必要に応じて補足情報を追記してはどうか。

- b. 不適合管理票（計画）の「要求事項」について（安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部）

「要求事項」に、その文書名や当該箇条を明記することで不適合判断した根拠が明らかとなり、客観性が向上すると思われる。

- c. 「要求事項」が明文化されていないケースでの不適合について（濃縮事業部）

暗黙の了解や一般常識の範疇と言われる要求事項に係る不適合が発生した場合は、発生防止をより確実にする観点から要求事項として規程化し、当事者に重要性の再認識させることを狙ってはどうか。

- d. 記載項目が「該当なし」あるいは「不要」のケースについて（安全・品質本部、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部）

「修正を施した場合」等、項目に該当がない場合に「-」を記載しているが、客観的に見るとそれは何を意味しているのか分からない。「該当なし」や「不要」等を記載し、必要に応じてその理由を記載する等、起票者の意思を明確にするのが良い。

②是正処置

- a. 是正処置処理票の承認時期について（再処理事業部・技術本部）

是正処置完了日から是正処置処理票（結果）の承認までの日数が長いもの、ならびに本表の作成～承認までのスピードが遅いと思われるものがある。遅延が著しくならないような改善が望まれる。

- b. 是正処置処理票の件名について（再処理事業部・技術本部）

件名が長く把握しづらいものがあつた。件名を読めば不適合事象の概要を容易に把握できることが望ましい。

③未然防止措置

今回サンプリングした事象については、未然防止処置の対象となるものはなかった。

④コンディションレポート(CR)登録事項の不適合判断

不適合事象のサンプリング過程において、不適合判断に違和感を覚えるものはなかった。

3. 第三者監査機関の所感

- 従前、不適合管理および是正処置のやり方は、部門ごとに独自の処理ルールと様式を定めた標準類に基づくものであつたが、本年4月1日付けの『CAPシステム要則』の適用により全社的に統一されたものとなった。
- 監査チームが長きにわたって気にかけてきたことのひとつに、システムや仕組みについては、できるだけ部門を横断した共通のやり方が全社的な効率性の向上に寄与するとの考え方がある。
- その観点で『CAPシステム要則』によるルール的一本化は、部門ごとの不適合管理および是正処置に係る標準類の見直し・改正が不要となるばかりでなく、例えば監査室が不適合管理および是正処置に係る監査を行う場面においても、部門毎に監査基準を変えることなく、『CAPシステム要則』に集中した監査ができる等、全社的な業務の効率化に大きく

貢献するものと評価する。

- 日本原燃においては、これまでのさまざまな積み重ねによってシステムや仕組みが肥大化していると見受けられる。原子力安全を確実なものにする観点から業務の質を低下させることはあってはならないが、システムや仕組みを単純にすることは業務の効率化だけでなく間違いを起りにくくすることにも役立つ。効率化や単純化については臆することなく今後も積極的に推し進めることが期待される。

Ⅲ. 監査結果に対する日本原燃の取り組み

今年度第1回の定期監査で示された提言事項28件への対応は、処置方針に基づき完了した。

(添付1参照)

Ⅳ. 今後の予定

2020年度第2回の対象は、安全・品質本部、監査室、再処理事業部・技術本部、濃縮事業部および埋設事業部とする。

以上

2020 年度第 1 回 第三者定期監査における提言事項と日本原燃の対応方針

安全・品質本部

完了：

監査項目	監査での確認内容	LR からの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
1 ①不適合の 処置	不適合管理票（計画）の“事象概要”に、さまざまな情報が記載され、事象の理解が容易ではない。	“事象概要”欄は、何が良くなかったかを簡潔（例えば、「青森県原子力安全対策課に提出した報告書で外部電源喪失時の対応訓練回数に誤りがある」等）に述べた上で、必要に応じて詳細を記述すること。	CR に事象概要を入力する際の留意点をグループメンバーに周知する。また、安全・品質本部の各 GL に対しても本事例を周知することで水平展開を図る。 完了日：2020 年 9 月 29 日	安全推進部 安全計画グループ
		“事象概要”欄は、何が良くなかったかを簡潔（例えば、本部長レビュー資料準備のためのセルフチェックシートの部長承認を受けなかった、等）に述べた上で、必要に応じて詳細を記述すること。	CR に事象概要を入力する際の留意点をグループメンバーに周知する。安全・品質本部内の水平展開については、同様の提言事項である安全計画グループの処置方針において実施する。 完了日：2020 年 9 月 30 日	品質保証部 品質計画グループ
	不適合管理票（計画）の“要求事項”に、当該する箇条を明記していない。	“要求事項”欄は、『安全・品質本部 品質目標の設定、管理および本部長レビュー要領』の該当する箇条「8(2)a(b)」を明記すること。	今後、不適合管理票を起票する際、「事象概要」における記載について、社内規定の該当箇所を明記するなど要求事項を明確にする。また、本対応についてグループ内で周知する。 完了日：2020 年 9 月 10 日	品質保証部 品質計画グループ
	“継続・拡大防止措置”を「なし。」とした理由の記載がない。	継続・拡大防止措置を「なし。」とした理由を記載することで不適合による他への影響が無いことを明確にすること。	不適合事象に係る継続・拡大防止措置が「なし」の場合は、重要度に応じて、その理由を不適合管理票に記載するようグループ内に周知する。 (2020 年 9 月 10 日にグループ内にメールにて周知した。また、グループ内ミーティングで再周知を行う。) 完了日：2020 年 9 月 18 日	安全推進部 防災グループ
5 ②是正処置	(是正処置処理票（結果）の処置結果は適切であるが、さらなる再発防止に役立つ例示を監査員より示した提言事項)	ディスカッションによって反省点や問題点が提起されており適切だが、さらに確実な再発防止に役立つこととの一例として、「空欄が残っている書類は未完成」との認識を持つことや、『業務に係る品質マネジメント規程』7.3d 項の「QMS 要求事項に適合しないこと」の意味（例、自分がルールを守らないことで誰にどれだけの迷惑をかけることになるか等）を理解させるよう改めて徹底すること。	日常業務の中で、ご指摘いただいた点に関し意識するために、グループミーティングで周知し、再発防止を徹底する。 完了日：2020 年 9 月 18 日	品質保証部 品質計画グループ

監査項目	監査での確認内容	LRからの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
6	①不適合の処置 不適合管理票（計画）の“要求事項”に、当該する文書名や箇条を明記していない。	“要求事項”欄は、規定要求としての『放射線作業細則』と「当該箇条番号」を明記すること。	当該処理票は処理済のため、今後、記載に際して要求事項を明記する方向で記載程度等を調整し、ガイドに明記する。	品質保証部 品質保証課
7		“要求事項”欄は、排気管伸縮継手の点検作業要領書と当該箇条番号等が特定できるように明記すること。	完了日：2020年10月16日	
8		“要求事項”欄は、保守実施計画を前年度末までに作成して部長承認を得ることを規定した『保守計画策定細則』と「当該箇条」を明記すること。		
9		該当がない等記載が不要な欄は「-」ではなく「不要」または「該当なし」等を明記すること。（4件）	当該処理票は処理済のため、今後、記載に際して継続・拡大防止処置等を実施していないことが分かるよう「該当なし」等を明記するようガイドに記載する。	
10 ～12		不適合に修正を施していないことを示すと思われる「-」は客観的に見ると何を意味しているか分からない。（3件）	当該処理票は処理済のため、今後、記載に際して不適合に修正を施していない場合に検証が不要であることが分かるよう「該当なし」等を明記するようガイドに記載する。	
13	②是正処置 処置完了から是正処置処理票（結果）完結までの期間が長い。	処置完了（2020.6.30）から本票完結（2020.7.28）までが長いように思われる。著しい遅延を生じないようにするための改善策について検討すること。	システム導入時の知見不足からシステム上の処理のみ遅れたものである。現在は、使い方を理解できており、同様の遅れは発生していないが、再発防止として、事業部内に当該事象を周知教育する。	再処理工場 前処理施設部 燃料管理課
14		根本原因分析を「不要」とした理由の記載がない。	当該処理票は処理済のため、今後、記載に際して根本原因分析が不要の理由を明確にするようガイドに記載する。	
15		是正処置処理票の件名が長い。	当該件名において、内容が理解できるように記載していたものであるが、今後は簡潔にするよう課内に周知する。	
16		是正処置処理票（計画）作成日から承認までの期間が遅い。	本票の作成日（5/13）に対して、審査日（6/17）および承認日（7/6）が遅いと思われるので、今後は遅延が著しくならないための改善策について検討すること。	
			提言いただいた点に関し意識することで再発防止の徹底を図ることとすべく、課内周知を実施する。 また、今後は遅延が著しくならないためにPICOサポータによる審査・承認状況を確認することとしPICOサポータに周知する。	再処理工場 前処理施設部 燃料管理課
			完了日：2020年9月28日	

監査項目	監査での確認内容	LRからの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
17	①不適合の処置 不適合管理票（計画）の“要求事項”に、当該する文書名や箇条を明記していない。	“要求事項”欄は、査察封印がき損しないことを定めた『濃縮・埋設事務所計量管理規定』と「当該箇条」を明記すること。	不適合処理票作成時、規程類に対する不適合が明確である場合は、“要求事項”欄に、できる限り具体的な規程類を記載するよう、各部署へ周知する。 完了日：2020年10月21日	濃縮安全・品質部 品質保証課
18	継続・拡大防止処置等を実施していないことを示すと思われる「-」は客観的に見ると何を意味しているか分からない。	該当がない等記載が不要な欄は「-」ではなく「不要」または「該当なし」等を明記すること。	今後は「-」ではなく、「不要」または「該当なし」等、明記するよう、各部署へ周知する。 完了日：2020年10月21日	
19	不適合に修正を施していないことを示すと思われる「-」は客観的に見ると何を意味しているか分からない。	該当がない等記載が不要な欄は「-」ではなく「不要」または「該当なし」等を明記すること。		
20	“継続・拡大防止措置”を「なし。」とした理由の記載がない。	拡大・継続防止措置を「なし。」とした理由を記載することで不適合による他への影響がないことを明確にすること。	不適合処理票作成時、“拡大・継続防止措置”欄には「なし」だけでなく、可能な限り不適合による他への影響がない旨を記載するよう、各部署へ周知する。 完了日：2020年10月21日	
21	「処理」を「処置」と記載している。	『CAPシステム要則』で「処置」と「処理」の使い分けをしているので、“処理計画”欄に記載の「物品設置申請書の更新を既の実施済みのため処置計画および処置を不要とする」の「処置」は「処理」に訂正すること。	記載の仕方に注意するよう、各部署へ周知する。 処置：その場の状況に応じた取扱いを決めること 処理：一連の作業に対し、結果を出すこと 完了日：2020年10月21日	
22	要求事項を明文化していない。	“要求事項”欄の「現場物品と常設表示の差異が無いこと」は物品管理の基本（一般常識の範疇）だが、これが守られていなかったため既存の標準類等に規定化すること。	今回の件は、新たな物品を現場に設置した際、物品表示の更新の必要性を認識していたが、更新作業をしていなかったことが実状である。よって、今回は業務のやり方（管理）に問題があったため、標準類に規定化することはせず、更新業務の仕組みを見直すことで対応する。 完了日：2020年9月11日	濃縮安全・品質部 品質保証課

監査項目	監査での確認内容	LRからの提言事項	日本原燃の処置方針	対応部署
23	①不適合の 処置 不適合管理票（計画）の“事象概要”に、さまざまな情報が記載され、事象の理解が容易ではない。	“事象概要”欄は、不適合事象を簡潔に記載すること。例えば、「協力社員が廃棄物埋設施設の空気呼吸器の点検を実施したところ、レギュレーター気密試験において加圧しても圧力が徐々に低下した。」等。	今後、不適合が発生した場合には、「事象概要」には何が起きたか特定できる記載とする。なお、今回の記録はすでに完了しているため、修正した内容について参考として当該記録に合わせて保存する。 完了日：2020年10月1日	安全管理部 放射線管理課
24	不適合管理票（計画）の“処理計画”が明確ではない。	“処理計画”欄は、「メーカーにて空気呼吸器の一次減圧用安全弁を交換する」と記載すること。そうすることによって、『CAPシステム要則』で求められているどこの何をどのように処理するかが明確となる。	今後、不適合が発生した場合には、「処理計画」にはどこのなにをどうするのかわかる記載とする。なお、今回の記録はすでに完了しているため、修正した内容について参考として当該記録に合わせて保存する。 完了日：2020年10月1日	安全管理部 放射線管理課
25	不適合管理票（計画）に実施した“継続・拡大防止措置”の記載がない。	継続・拡大防止措置として、当該設備の保管ラックに「使用不可」表示と「担当者名、連絡先」表示がおこなわれたが、それを“継続・拡大防止措置の実施状況”欄に記載すること。	今後、不適合が発生した場合には、「継続・拡大防止措置の実施状況」には、とった措置について記載する。なお、今回の記録はすでに完了しているため、修正した内容について参考として当該記録に合わせて保存する。 完了日：2020年10月1日	安全管理部 放射線管理課
26	実施した“処置結果”が明確ではない。	“処理結果”欄は、「空気呼吸器の一次減圧用安全弁を交換した」と記載し処理内容を明確にすること。	今後、不適合が発生した場合には、「処理結果」にどこの何をどのように処理したのかわかる記載とする。なお、今回の記録はすでに完了しているため、修正した内容について参考として当該記録に合わせて保存する。 完了日：2020年10月1日	安全管理部 放射線管理課
27	『廃棄物埋設施設_力量管理細則』の業務フローと本文が一致せず明確ではない。	『廃棄物埋設施設_力量管理細則』の業務フローに「力量評価表の作成」が表記されている。また、細則の本文(第2節1(3))で年度末に力量評価表を用いて評価を行うことは明記されているが、業務フローに合わせて本文においても力量評価表を作成する旨を明確にすること。	2020年4月から施行された新検査制度を取り込んだ保安規定改正に伴い、近日中に当該細則を改正する予定であり、その際に上記提言を反映する。 完了日：2020年10月1日	埋設計画部 計画グループ
28	②是正処置 “有効性のレビューの計画”が明確ではない。	是正処置処理票（結果）の処置結果には、「プーリーの交換時期を見極めるため」と記載されているので、有効性のレビューの計画として「主軸・プーリーの両方の交換時期」と記載すること。	J-CAPSシステムに記載の現状内容を「主軸・プーリーの両方の交換時期」が分かるような記載に修正する。 完了日：2020年9月30日	低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課

2020年度 第1回 第三者定期監査における良好事例

監査実施項目	LRからの良好事例	実施部署
1 ① 不適合の処置	処理計画が簡潔にまとめられているので、どこの何をどのようにするのが分かり易い。	安全・品質本部 安全推進部 安全計画グループ
2	“汚染がないこと”を規定した要求事項の根拠が明確。また、作業エリア外の汚染に対しては計画外事象としての対応要領を明確にしており、その汚染に対しても区域区分基準を満たしていることを確認している。	再処理事業部 再処理工場 分析部 分析管理課
3	“継続・拡大防止措置”については、「使用不可」表示だけでなく、「担当者名、連絡先」を記載することで、現場に対する使用不可とした責任の所在が明確である。	埋設事業部 安全管理部 放射線管理課
4 ② 是正処置	至近に発生した不適合事象等に対する振り返りと再発防止のためのグループディスカッションが行われ、出席者が問題に真摯に向き合っている。	安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループ
5	保守実施計画書の作成に代行者を介入させたことによる業務フローの変化点で発生した不適合事象に対して、業務管理表の運用面での改善等によって曖昧さを無くする考え方は、本件以外の業務においてもおおいに役立つものと評価する。	再処理事業部 再処理工場 計装保全部 計装第一課
6	根本原因究明の不要の根拠として、『根本原因分析要則』のスクリーニング基準に該当しないことを明記していることは客観的にも分かり易い。	埋設事業部 低レベル放射性廃棄物埋設センター 運営課